

緊急事態宣言※1で影響を受けた皆様へ

中小法人・個人事業者に向けた一次支援金のご案内

給付対象について

- ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2
- ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

○ 緊急事態宣言発令地域（愛知・岐阜県を含む11都府県）にある飲食店からの売上や、宣言地域からの顧客（観光農園の来客等）からの売上げ減少が当該月の売上全体の50%以上となる場合に限られます。

給付額
$$= \frac{\text{2020年又は2019年の対象期間の合計売上} - \text{2021年の対象月の売上} \times 3}{\text{対象月の数}}$$

対象期間	1月～3月	対象月	1月～3月から任意に選択した月※3
個人事業者等	上限30万円	中小法人等	上限60万円
申請受付期間	2021年 3月8日（月）～ 5月31日（月）		

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

○ 申請に際し、申請書類とは別に以下のような書類の保存が必要です。

- ① 宣言地域内で時短営業している飲食店と取引がある場合
- その飲食店と、2019年1～3月及び2020年1～3月の各期間において、複数回の取引を行っていることを示す **帳簿書類・通帳**
- ② 緊急事態宣言に伴う外出自粛の影響で売上が減少した場合
- 個人顧客との継続した取引を示す **帳簿書類・通帳**
 - 宣言地域の個人顧客と**2019年1～3月及び2020年1～3月の各期間において複数回の取引をしていることが分かる **顧客データ・顧客台帳、又は自ら実施した顧客調査の内容**

○ 申請は、一次支援金HP又は申請サポート会場から行えます。

- 中小企業庁 一次支援金HP：<https://ichijishienkin.go.jp/>
- 申請サポート会場：グランスクエア津 1 階（AM9:00～PM5:00）

※ サポート会場での申請には**事前予約**が必要です。
一次支援金HPの予約フォームまたは下記の電話予約口から予約をお願いします。



お問合せ・相談窓口・申請サポート会場電話予約口
0120-211-240
（AM8:30～PM7:00、土日祝日含む前日対応）